

# 特定非営利活動法人ひなたぼっこ

## コンプライアンス規程

### (目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人ひなたぼっこ（以下「この法人」という。）の倫理規程の理念に則り、この法人に適用又は適用の可能性のある法令、定款又は内部規程の遵守（以下「コンプライアンス」という。）上の問題を的確に管理及び処理し、もってその事業活動の公正かつ適正な運営に資するための組織及びコンプライアンス施策の実施及び運営の原則を定めることを目的とする。

### (基本方針)

第2条 この法人の役員及び職員（以下「役職員」という。）は、法令、定款及び内部規程の内容を真摯に受け止め、事業活動の業務遂行に際してはコンプライアンスを最優先する。

### (組織)

第3条 この法人のコンプライアンスを総括する者としてコンプライアンス責任者を置く。

### (コンプライアンス責任者)

第4条 コンプライアンス責任者は、理事長とする。

2 コンプライアンス責任者は、コンプライアンス全般にかかわる事項を所管し、コンプライアンスに関する各種施策を立案し、実施する責務を有する。

3 コンプライアンス責任者の役割及び権限は以下のとおりとする。

- (1) コンプライアンス施策の実施の最終責任者
- (2) コンプライアンス違反事例の対応の統括責任者

4 コンプライアンス責任者は、以下の事項を遂行する。

- (1) コンプライアンス体制及びその整備にかかわる企画、推進及び統括を行い、コンプライアンス体制の実効性を上げるための方針や施策等を検討し、実施する。
- (2) 不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施する。

### (コンプライアンス委員会)

第5条 コンプライアンス委員会は、コンプライアンス責任者又は、コンプライアンス委員会外部有識者の招集により開催する。

2 コンプライアンス委員会はコンプライアンス責任者を委員長とし、理事及び監事及び外部有識者を委員として構成する。

3 コンプライアンス委員会は調査内容に応じて専門の調査チームを設置することができる。

### (調査後の措置)

第6条 調査が終了したときは、コンプライアンス委員会に経過と結果を報告する。但し、通報者の氏名等の通報者が特定できる情報は通報者の同意がない限り、原則として開示しな

い。

- 2 コンプライアンス委員会は、緊急を要する事項及び経営に重大な影響を与えると認められる事項がある場合、理事会へ速やかに報告する。
- 3 コンプライアンス違反行為が重大かつ悪質な場合、理事は、必要に応じて関係行政機関への報告、公益を損なわないための報道機関等を通じての公表をはじめ、関係者の刑事告発等の検討実施を速やかに行わなければならない。

(報告、連絡及び相談ルート)

第7条 役職員は、コンプライアンス違反行為又はそのおそれがある行為を発見した場合は、速やかにコンプライアンス責任者に報告する。ただし、内部通報規程に基づく通報等を行った場合はこの限りでない。

- 2 コンプライアンス責任者は、前項の報告で、コンプライアンス違反行為又はそのおそれがある事象を知ったときは、直ちに事実関係の調査を行い、対応方針を検討し、当該事象への対応を実施する。

(外部ヘルプライン窓口)

第8条 役職員は、前項の相談ルートとは別に、外部の通報窓口に対して、電話、電子メール又は直接面談する方法等により通報等を行うことができる。

- 2 契約又は就業規則その他の規程に定める守秘義務に関する規定は、前項の定めに従って行われる通報等を妨げるものではない。

(不利益処分等の禁止)

第9条 この法人の役職員は、通報者等が通報等を行ったこと、通報者に協力したこと又は通報等に基づく調査に積極的に関与したことを理由として、通報者等に対する懲罰、差別的 処遇等の報復行為、人事考課におけるマイナス評価等、通報者等に対して不利益な処分又は 措置を行ってはならない。

(懲戒等)

第10条 職員が第7条第1項から第2項に定める報告を適切に行わなかった場合には、状況によりそれらの者を、懲戒処分に処する。

- 2 懲戒処分の内容は、当該処分の対象者が役員（監事を除く。以下本条において同じ。）の場合は、戒告とし、職員の場合は、就業規則に従い戒告、譴責、減給、出勤停止、降職・降格、諭旨退職又は懲戒解雇とする。ただし、役員の場合、自主的に報酬を減額することを妨げない。
- 3 前項の懲戒処分は、役員については理事会が決議し、職員については、懲罰委員会の決定を受けて理事長がこれを行う。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規程は、令和8年2月11日から施行する。（令和8年2月11日理事会決議）